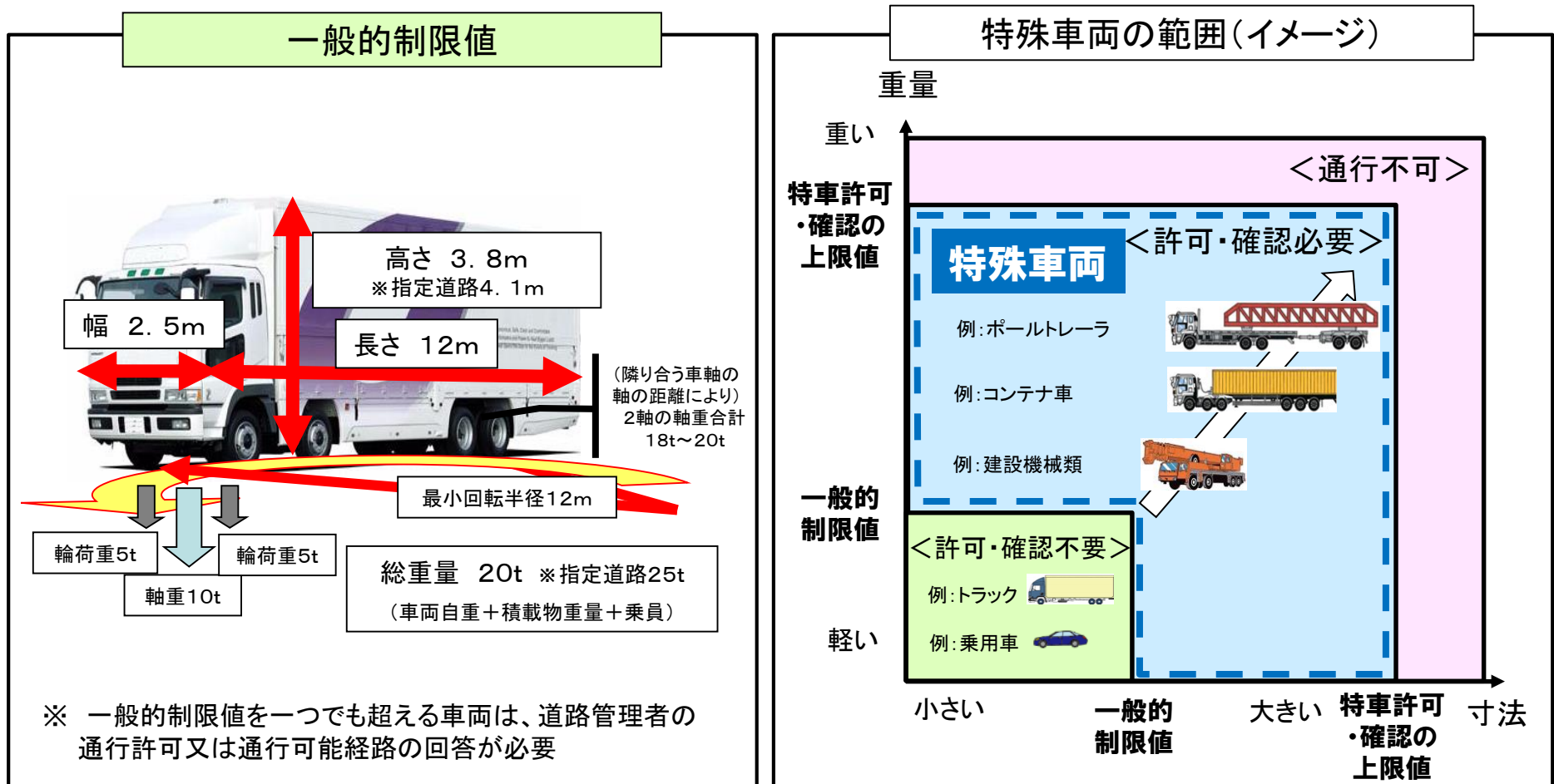


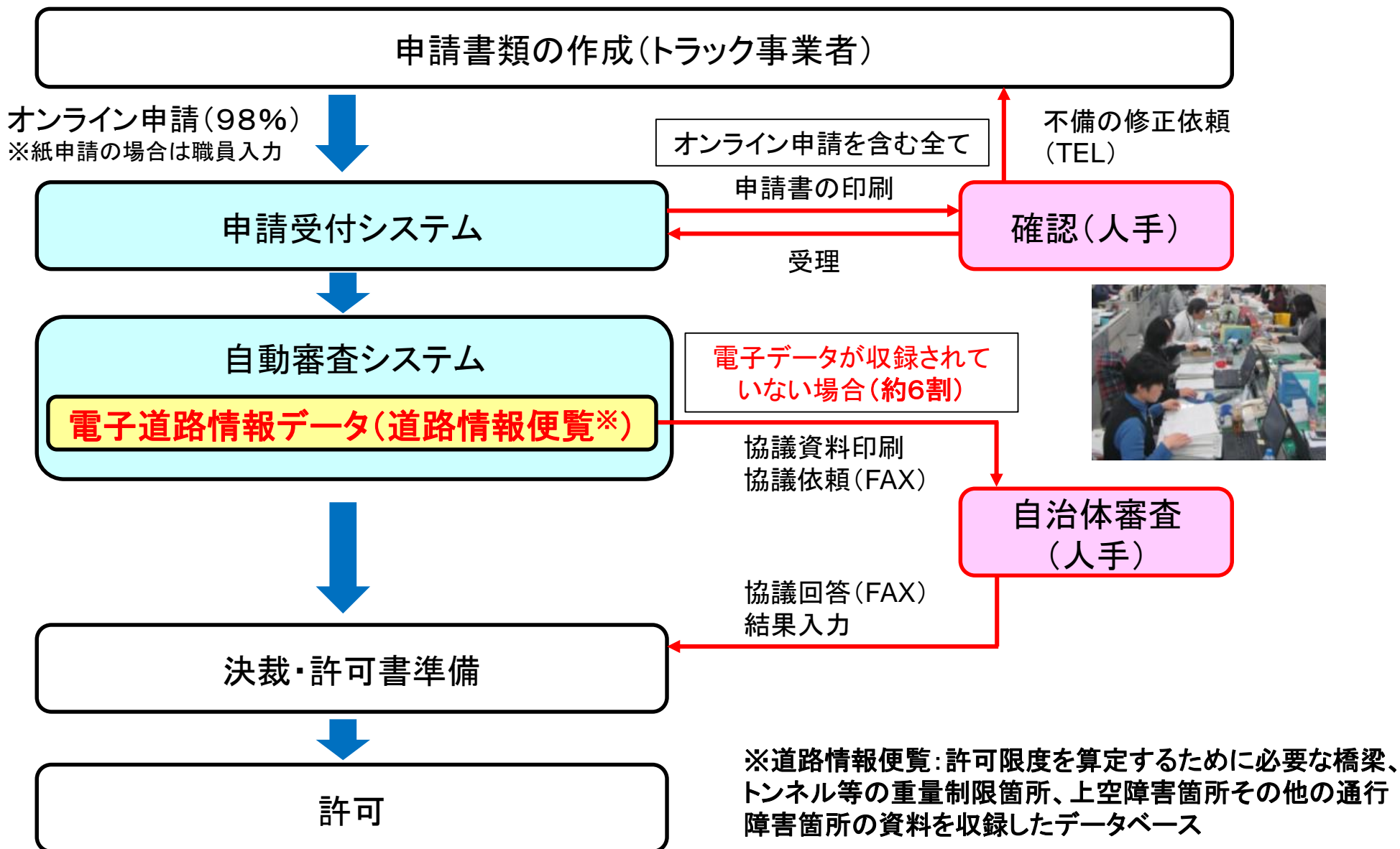
特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要があります
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答します



※ 一般的制限値を一つでも超える車両は、道路管理者の通行許可又は通行可能経路の回答が必要

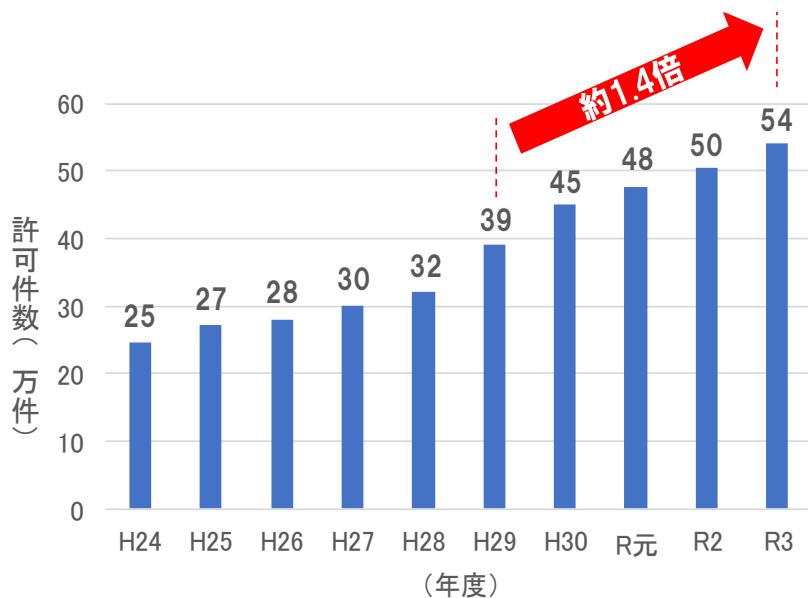
○ 人手による確認作業が未だ大きなウエイトを占めている状況



特殊車両通行許可制度の現状

許可件数の推移

- ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、**許可件数が増加**(直近の5年間(H29年度からR3年度)で約1.4倍)



審査日数の推移

- 申請件数の増加に伴い、**審査日数が長期化**する中、迅速化に向けた**電子化等の取組み**により、**一定程度短縮**したが、**更なる短縮は困難な状況**



審査の自動化・電子化を進める必要がある(現行許可制度の抜本的見直し)

- ・R4.4に**特殊車両通行確認システム(新制度)**をスタート
- ・**道路情報便覧の収録加速化**を実施中

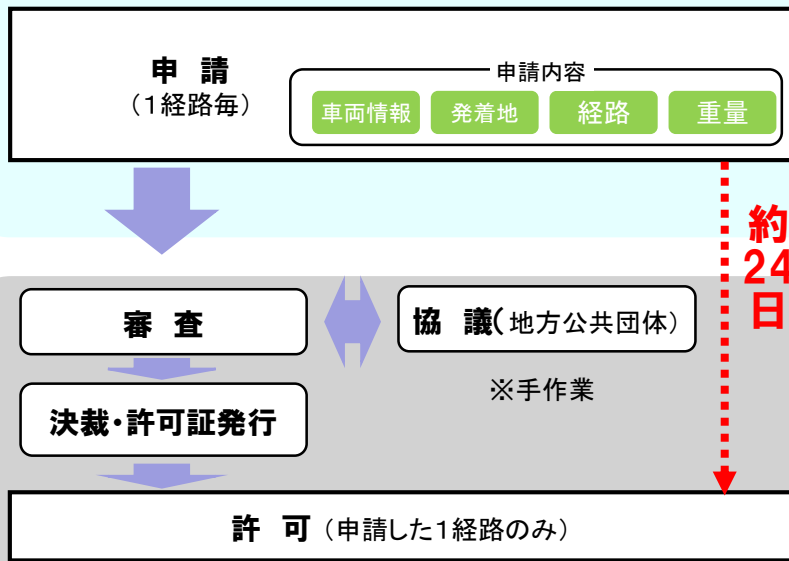
特殊車両通行確認制度(新制度)について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行確認制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度(現行制度)



約24日
(R2年度)

通行
(許可を受けた1経路を通行可)



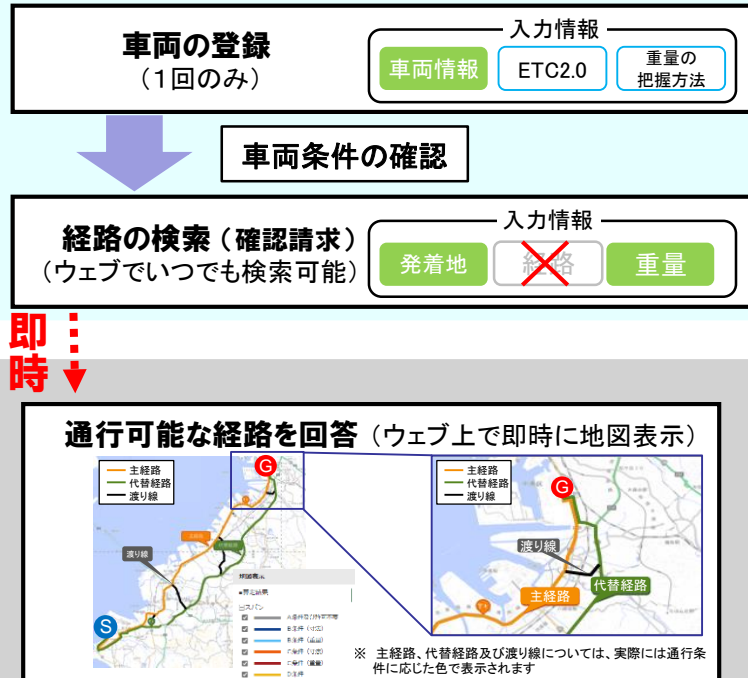
取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



即時

通行
(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

※国土交通大臣は、登録等の事務を行わせるため、道路法に基づき(一財)道路新産業開発機構を指定登録確認機関として指定

道路情報便覧の収録加速化について

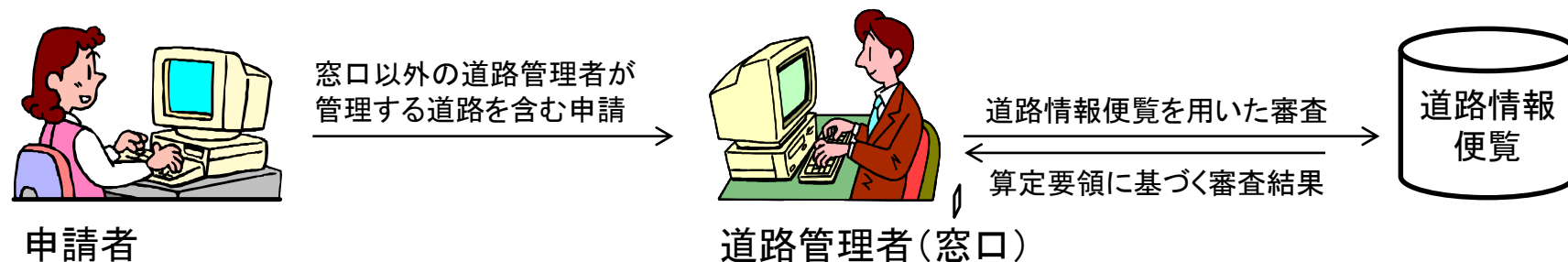
道路情報便覧に収録していない道路の場合

他の道路管理者が管理する道路を含む申請を受理した場合、**他の道路管理者への協議が必要**



道路情報便覧に収録されている道路の場合

他の道路管理者が管理する道路を含む申請を受理した場合、道路情報便覧に収録されている道路であれば**協議不要で審査可能**



道路管理者の審査業務の効率化、許可発行までの審査期間の短縮につながりますので、道路情報便覧への情報収録にご協力ください
 (申請頻度の高い道路は国土交通省から各道路管理者に収録の要請をしています)